

工事現場の労災保険

一括有期事業報告書について

報告する元請工事がない場合は元請工事なしに○をふって提出して下さい。

元請工事内容記載について

元請工事の報告がある場合はできる限り四日市支部HPよりエクセル表をダウンロードしていただきご利用下さい。メールでの提出も可能ですができる限り[年度更新説明会・令和6年3月28日木曜日、29日金曜日、30日土曜日]のいずれかにお越し下さい。

電子メール宛先→ hibino@y-kenro.com

* 報告書には、**2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日**までの間に終了した元請工事を記入してください。

工事現場の労災保険の労働者に関する保険料は、元請工事請負代金額に、工事の種類ごとに定められた、労務費率と保険率をかけて計算されます。

一工事の請負金額(税抜き)が1億8千万円未満、かつ概算保険料が160万円未満の工事(開始当初にこの要件で未満で、確定時にこの要件を超過した工事は含みます。)を記入してください。

建設の事業は元請一括扱いとなり、下請工事は参入の対象になりません。

前年度よりの繰越工事の報告もれが多く見受けられますので、ご注意ください。

* 報告書への記入は、事業の種類ごとに、工事を開始した時期ごとに記入してください。

請負金額が500万円未満の工事については、「〇〇工事他〇〇件」と事業の種類ごとにまとめて記入し、後日の労働保険料算定基礎調査等でその内訳が明確になるようにしておいて下さい。

労災申請した元請工事現場は500万円未満でも、必ず1件ずつ報告して下さい。

下請工事及び特別加入者のみの作業現場については報告不要

建売住宅事業については住宅を販売する事業主を発注者とし、当該発注者と請負契約を締結した事業主を元請負人とします。

* 事業の期間について

事業(工事)の期間は、契約上の工事期間ではなく実際に施工した期間を記入して下さい。なお、契約工事期間と施工期間が大幅に相違している場合は、その理由等について記録しておいて下さい。

*「請負金額」について

「請負代金」の額は消費税を除いた請負金額で、変更契約等による増減がある場合は最終の金額を記入して下さい。

注文者などからその事業に使用する工事用の資材などを支給されたり、又は機械器具等を貸与された場合には代金に加算、「機械装置の組立または据付の事業」における機械装置については差し引く場合がありますのでお知らせ下さい。事業の種類が「機械装置の組立又は据付の事業」以外の場合は、工事用物の控除はできません。

賃金総額を支払賃金で算出する場合は、お知らせ下さい。この方法(支払賃金)による申告は、準備作業・周辺作業等を含め各現場ごとの下請け・孫請等のすべての労働者の賃金を作業日報、賃金台帳等にて正確に把握ができる場合に限ります。また、賞与等の一時金も算入されます。(支払日の工事分に算入)

*事業の種類分類について

道路工事において、「〇〇線道路改良(改修)工事」等の名称で発注された工事で、その工事内容が「路線の変更」又は「路幅の拡張」(注、拡張幅に関係なく)であれば、『道路新設事業』の保険率が適用されます。

路面標識等の表示を行う事業(路面標示)は、道路付属施設を設置する工事として建設事業として扱い、『その他の事業』の保険率が適用されます。

主として既設建築物の内部において各種設備工事(「機械装置の組立又は据付の事業」は除く。)を行う事業及び室内の塗装、建具の取り付け、その他の内装工事を行う事業は、『既設建築物設備工事業』に該当します。主として外部において高所作業により既設建築物の設備工事を行う事業、また、建築物の新設に伴う内部設備工事業及び内装工事業は、たとえ分割発注であっても『建築事業』の保険率が適用されます。

建売住宅事業については住宅を販売する事業主が自ら建物の建築を請負業者に注文する場合、当該発注者と請負契約を締結した事業主を元請負人とします。

※工場、作業場、倉庫、資材置場等での作業や金属製造加工、畳、家具等既製のものを作り置く場合や事務員・営業員を雇っている事業所は建設業の労災だけでは適用されません。それぞれ別個の事業として労災保険に加入する必要があります。

※2024年度4月1日より特別加入の給付基礎日額を変更したい場合は2024年3月25日

(月)までに手続きにお越し下さい。特別加入者が除染作業を行う場合は業務内容の変更の届

け出が必要となりますのでお知らせ下さい。

※労働者を一人でも雇っていれば、雇用保険の加入手続きが必要です。雇用保険法に基づき、適用基準を満たす労働者について届け出が必要です。

※記入方法が不明な場合は相談日に工事内容、代金等が確認できる書類をご持参下さい。

中小事業主等の労災保険特別加入制度

特別加入制度の概要

みずから現場で働く事業主や同居の親族、法人の役員が、労災補償を受けたいときには、「特別加入」制度に加入することができます。「特別加入」していないと労災にあったとき、適用を受けられません。(別居、非役員の家族、親族であっても業務上、仕事の段取り、指示をする場合は特別加入が必要)実態が特別加入者であるにもかかわらず万が一、被災した場合は補償が受けられませんので特別加入するなど実態に応じた労災加入が必要です。

特別加入者の労災保険の主な適用範囲

保険給付の対象となる災害は労働者の行う業務に準じた業務を行っていた場合に限りられます。

労働者の所定労働時間内に行われる作業中及び前準備・後始末作業中等の事故 ただし、株主総会、役員会、得意先の接待等の事業主本来の業務は除く

労働者の残業又は休日出勤に応じて行う作業中の事故

ただし、**休日および所定労働時間外に特別加入者のみで作業をしていた時の労災事故は、補償対象外です。**

特別加入者(事業主・役員等)は、元請・下請関係なく特別加入された労災保険が適用されます。

特別加入者は6,000円～25,000円の間で選択された日額が「給付基礎日額」となります。6,000円から10,000円までは1,000円単位

10,000円から2,000円単位で24,000円まで25,000円上限

労働者が0名で雇用見込みがない場合、また以前は常用労働者を雇用していたが、現在は臨時的雇用等が続いており、労働者の年間日数が100日未満で、それを超える雇用見込みがない場合には特別加入の加入要件をみたしていないことから、事業主特別加入の脱退の手続きが必要です。その場合、一人親方等の特別加入をすることができます。

労働者の労災保険の主な適用範囲

請負工事現場における作業中の事故

ただし、下請・孫請工事等の際に発生した労働者の事故は、元請会社の労災保険が適用されます。請負工事現場及び会社作業場等で現場作業に必要な材料、道具等積込などの前準備、後始末作業等の事故

自宅から会社までの往復を合理的な経路で通勤している時の事故

ただし、他人がいる自動車事故の場合は自動車保険を優先します。

◆労働者の場合は、「平均賃金」に相当する額が「給付基礎日額」となります。平均賃金＝傷病発生日直前3ヶ月間の総支給額÷傷病発生日直前3ヶ月間の総日数(暦日数)

◆休業(補償)給付を請求される場合は、直近3ヶ月分の出勤簿、賃金台帳が必要です。

以上が主な労災保険の給付内容となります。

上記の請求をされた場合、支給・不支給の決定は、労働基準監督署が判断します。